

議案第 107 号

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例（平成 26 年三次市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表八次第 6 放課後児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。